

平成 22 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 **株式会社エリアクエスト**
(コード番号：8912 東証マザーズ)
代 表 者 名 代表取締役 清 原 雅 人
お問合せ先
常務取締役管理部長 伊 藤 真 奈 美
TEL：03-5794-0220

当社従業員に対するストックオプション (新株予約権) の付与に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 25 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社従業員に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、平成 22 年 9 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、経営参画意識及び業績向上に対する貢献意欲を高めるため、さらに優秀な人材を確保することを目的として、当社従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

① 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数は、40 個を発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数は、普通株式 2,000 株を上限とする。

各新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類及び数 (以下、「付与株式数」という。) は普通株式 50 株とする。

なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、付与株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。

但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割 (又は併合) の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額 (以

下、「行使価額」という。)に①に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使の場合は含まない。)するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③ 新株予約権の権利行使期間

割当日(募集事項を決定する当社取締役会決議の日)後2年を経過した日より8年以内に当社取締役会が定める期間とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会計計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

また、資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

⑦ 組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交

換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ．交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

ニ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額に上記ハ．に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ．新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

ト．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ．新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨ 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。

⑩ その他の新株予約権の内容

その他の募集事項及び細目（上記①から⑨までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議によって定めるものとする。

以 上